

## 議案第48号関連資料

### 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービスの継続的な実施の支援について

新型コロナウイルス感染症が再拡大する中、介護の現場では厳しい状況が続いていますが、適切な介護サービスを確保し、高齢者やその家族の生活を支えるため、介護サービスを継続して提供する事業所に対して、以下の支援を実施するものです。

#### 1 家族が感染し、自宅に取り残される高齢者の対応に係る協力金の支給【市独自事業】

##### (1) 概要

家族が感染し、介護が必要な高齢者が自宅に残された場合に、訪問介護やショートステイの受入れを行うなど、高齢者の生活の維持に協力する事業所に対して協力金を支給する。

##### (2) 対象事業所及び支援内容

###### ① 訪問介護等を実施する事業所

協力金：200千円（要介護者1人当たり）

###### ② ショートステイを実施する事業所

施設使用協力金：10千円/1日

受入協力金：200千円（要介護者1人当たり）

##### (3) 予算額

15,650千円

#### 2 感染した在宅高齢者へのサービス提供に係る協力金の支給【県補助事業10/10】

##### (1) 概要

在宅高齢者が新型コロナウイルスに感染した場合、入院するまでの自宅療養期間中に、介護サービス事業所が当該対象者に必要なサービスを提供した場合に協力金を支給する。

##### (2) 対象事業所及び支援内容

訪問介護：38千円/日

居宅介護支援：43千円/日

訪問看護：52千円/日

##### (3) 予算額

22,344千円

### 3 介護サービス事業所に対するサービス継続支援【県補助事業 10/10】

#### (1) 概要

感染者が発生した場合や濃厚接触者に対応した場合において、感染防止対策を徹底しつつ、必要な介護サービスを継続実施する事業所に対し、通常の介護サービスを超えて必要となる費用（かかり増し費用）を助成する。

#### (2) 主な補助対象経費

##### ①緊急時の介護人材確保に係る費用

緊急雇用に係る費用、割増賃金、手当等

##### ②職場環境の復旧・環境整備に係る費用

施設の消毒費用、感染性廃棄物の処理費用、衛生用品の購入費用等

#### (3) 助成額

県の基準単価による

##### 【基準単価例】

通所介護：537～889 千円

訪問介護：320 千円

介護老人福祉施設：38 千円×定員

#### (4) 予算額

15,000 千円